

平成18年3月6日付厚生労働省告示第107号に基づく「厚生労働大臣の定める掲示事項」は、下記のとおりです。

■入院基本料に関する事項

ICUでは「特定集中治療室管理料3」の届出を行っており、1日に4人以上の看護師が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次の通りです。

- ・8時30分～16時30分まで、看護職員1人あたりの受け持ち数は2人以内です。
- ・16時30分～8時30分まで、看護職員1人あたりの受け持ち数は2人以内です。

一般病棟では「10対1」の届出を行っております。1日の看護職員(看護師及び准看護師)勤務者数および時間帯毎の配置については、各病棟にて掲示しております。

地域包括ケア病棟では、「地域包括ケア病棟入院料2」の届出を行っており、1日に12人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次の通りです。

- ・8時30分～16時30分まで、看護職員1人あたりの受け持ち数は6人以内です。
- ・16時30分～8時30分まで、看護職員1人あたりの受け持ち数は22人以内です。

療養病棟では、「療養病棟入院基本料1」の届出を行っており、1日に8人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次の通りです。

- ・8時30分～16時30分まで、看護職員1人あたりの受け持ち数は10人以内です。
- ・16時30分～8時30分まで、看護職員1人あたりの受け持ち数は45人以内です。

回復期リハビリテーション病棟では、「回復期リハビリテーション病棟入院料3」の届出を行っており、1日に12人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次の通りです

- ・8時30分～16時30分まで、看護職員1人あたりの受け持ち数は7人以内です。
- ・16時30分～8時30分まで、看護職員1人あたりの受け持ち数は26人以内です。

■東海北陸厚生局長への届出事項に関する事項

1. 当院は、次の施設基準に適合している旨の届出を行っています。

- ・ 地域歯科診療支援病院歯科初診料
- ・ 歯科外来診療環境体制加算2
- ・ 歯科診療特別対応連携加算
- ・ 一般病棟入院基本料
- ・ 療養病棟入院基本料
- ・ 救急医療管理加算
- ・ 超急性期脳卒中加算
- ・ 診療録管理体制加算2
- ・ 医師事務作業補助体制加算1
- ・ 急性期看護補助体制加算
- ・ 重症者等療養環境特別加算
- ・ 療養病棟療養環境加算1
- ・ 栄養サポートチーム加算
- ・ 医療安全対策加算2
- ・ 心臓ペースメーカー指導管理料の注5に規定する遠隔モニタリング加算
- ・ がん性疼痛緩和指導管理料
- ・ 糖尿病透析予防指導管理料
- ・ 下肢創傷処置管理料
- ・ 夜間休日救急搬送医学管理料の注3に規定する救急搬送看護体制加算
- ・ 外来腫瘍化学療法診療料2
- ・ ニコチン依存症管理料
- ・ がん治療連携指導料
- ・ 肝炎インターフェロン治療計画料
- ・ 薬剤管理指導料
- ・ 医療機器安全管理料1
- ・ 歯科治療時医療管理料
- ・ 在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料の注2
- ・ 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注2に規定する遠隔モニタリング加算
- ・ 検体検査管理加算(Ⅰ)
- ・ 検体検査管理加算(Ⅱ)
- ・ ヘッドアップティルト試験
- ・ 神経学的検査
- ・ コンタクトレンズ検査料1
- ・ CT撮影及びMRI撮影
- ・ 抗悪性腫瘍剤処方管理加算
- ・ 外来化学療法加算2
- ・ 無菌製剤処理料
- ・ 心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・ 感染対策向上加算1
- ・ 後発医薬品使用体制加算1
- ・ データ提出加算
- ・ 入退院支援加算
- ・ せん妄ハイリスク患者ケア加算
- ・ 精神疾患診療体制加算
- ・ 地域医療体制確保加算
- ・ 地域歯科診療支援病院入院加算
- ・ 特定集中治療室管理料3
- ・ 回復期リハビリテーション病棟入院料3
- ・ 地域包括ケア病棟入院料2及び地域包括ケア入院医療管理料2
- ・ 看護職員処遇改善評価料25
- ・ 入院時食事療養(Ⅰ)・入院時生活療養(Ⅰ)
- ・ 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・ 運動器リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・ 呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・ がん患者リハビリテーション料
- ・ 歯科口腔リハビリテーション料2
- ・ 硬膜外自家血注入
- ・ 人工腎臓
- ・ 導入期加算1
- ・ 透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
- ・ 下肢末梢動脈疾患指導管理加算
- ・ 手術用顕微鏡加算
- ・ CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー
- ・ 歯科技工加算1及び2
- ・ 椎間板内酵素注入療法
- ・ 脳刺激装置植込術及び脳刺激装置交換術
- ・ 脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術
- ・ 上顎骨形成術(骨移動を伴う場合に限る。)(歯科)、下顎骨形成術(骨移動を伴う場合に限る。)(歯科)
- ・ 経皮的冠動脈形成術(特殊カテーテルによるもの)
- ・ ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
- ・ 大動脈バルーンパンピング法(IABP法)
- ・ 歯周組織再生誘導手術
- ・ 広範囲顎骨支持型装置埋入手術
- ・ 歯根端切除手術の注3
- ・ 麻酔管理料(Ⅰ)
- ・ クラウン・ブリッジ維持管理料
- ・ 酸素の購入単価